

# 王子労基署からのお知らせ

## (令和6年12月)

1,163円  
だん



さいちん犬



### 年末・年始 **Safe Work** 推進強調期間を実施します

東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、「令和6年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとしています。



～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

取組期間 令和6年12月1日（日）～ 令和7年1月31日（金）

労働局及び労働基準監督署においては、事業場に対する集中パトロール、建設現場に対する集中的な指導、災害多発業種等に対する講習会など労働災害防止のための指導に取組むこととしています。

各事業場におかれましては、以下の重点実施事項を参考に、工夫ある取組をお願いします。

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ④ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑤ 墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑥ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



### 令和7年1月1日より

### 労働者死傷病報告等の電子申請が義務化されます

令和7年1月1日から労働基準監督署にご報告いただく以下の手続きは電子申請により行っていただくことが原則義務化されます。



たしかめたん

- 労働者死傷病報告
- 定期健康診断結果報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

詳細はこちらから↓



東京労働局公式X(旧ツイッター) 公式アカウント@tokyoroudouMHLW

雇用、労働における各種施策や東京都内の労働基準監督署及びハローワークにおけるイベント情報等をお届けいたします！！  
※公式Xに寄せられたコメントへの返信は行っておりません。

こちらからフォロー！！！！ ➡



問 合 先: 王子労働基準監督署  
方面 03-6679-0183

安全衛生担当 03-6679-0186 労災課 03-6679-0226



## 令和 6 年 11 月よりフリーランス(特定受託事業者※)の方も労災保険に特別加入できるようになりました

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度ですが、労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができる制度を「特別加入制度」といいます。



### ◇主な給付内容

#### 療養（補償）等給付

ケガや病気の治療に必要な給付を受けられます。例えば、労災保険指定医療機関において、無料で治療を受けることができます。

#### 休業（補償）等給付

療養のために仕事を休み、収入を得ていない場合に給付を受けることができます。

#### 遺族（補償）等給付

仕事や通勤が原因で死亡してしまった場合には、遺族の方が年金または一時金の給付を受けることができます。

### ◇特別加入をする場合の手続き

特別加入の手続きは、都道府県労働局長の承認を受けた特別加入団体が行います。フリーランスの皆さまは、特定フリーランス事業の特別加入団体を通じて加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

- ※1 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの
- ※2 企業等から業務委託を行う事業者  
詳細は厚生労働省ホームページ（「フリーランス 特別加入」で検索）をご確認ください。



## 12 月は職場のハラスメント撲滅月間です

令和元年に改正された労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメントについて防止措置を講じることが事業主に義務付けられました。併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法も、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、防止対策の強化が図られました。

事業主の方は、実効性のあるハラスメント防止対策を講じてください。また、働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。

厚生労働省では、12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場環境づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

ハラスメント防止対策の取組の参考としていただけるパンフレットや研修動画などは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」からご利用いただけます。

あかるい職場応援団 URL <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



**東京都最低賃金は令和6年10月1日から 時間額 1, 163 円**

問 合 先： 王子労働基準監督署  
方面 03-6679-0183

安全衛生担当 03-6679-0186 労災課 03-6679-0226